# 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令 （平成十一年政令第二百五十三号）

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

* 一  
  内閣府
* 二  
  国家公安委員会
* 三  
  警察庁
* 四  
  消費者庁
* 五  
  総務省
* 六  
  消防庁
* 七  
  法務省
* 八  
  出入国在留管理庁
* 九  
  公安調査庁
* 十  
  外務省
* 十一  
  財務省
* 十二  
  国税庁
* 十三  
  文部科学省
* 十四  
  スポーツ庁
* 十五  
  文化庁
* 十六  
  厚生労働省
* 十七  
  農林水産省
* 十八  
  林野庁
* 十九  
  水産庁
* 二十  
  経済産業省
* 二十一  
  資源エネルギー庁
* 二十二  
  国土交通省
* 二十三  
  観光庁
* 二十四  
  気象庁
* 二十五  
  海上保安庁
* 二十六  
  環境省
* 二十七  
  原子力規制委員会
* 二十八  
  防衛省
* 二十九  
  防衛装備庁

# 附　則

この政令は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の施行の日（平成十一年八月二十五日）から施行する。

# 附則（平成一二年六月七日政令第三〇三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一五年六月二五日政令第二七七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

# 附則（平成一九年一月四日政令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

# 附則（平成一九年八月二〇日政令第二七〇号）

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

# 附則（平成二〇年七月一八日政令第二三一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附則（平成二一年八月一四日政令第二一七号）

##### １

この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

# 附則（平成二四年九月一四日政令第二三五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

# 附則（平成二七年九月一八日政令第三二八号）

##### １

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

# 附則（平成二七年九月一八日政令第三三四号）

##### １

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年三月二五日政令第八四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

# 附則（平成三一年三月一五日政令第三八号）

##### １

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

##### ２

この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「入管法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧入管法」という。）第十九条の二第一項の申請に基づく就労資格証明書の交付に係る手数料及び施行日前にされた旧入管法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に基づく入管法等改正法第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新入管法」という。）第十九条の十三第四項において準用する新入管法第十九条の十第二項の規定による在留カードの交付に係る手数料については、なお従前の例による。

##### ３

施行日前にされた入管法等改正法附則第十三条の規定による改正前の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十四条第一項後段の規定による申請に基づく入管法等改正法附則第十三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「新特例法」という。）第十四条第四項において準用する新特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。